

# 益城町新型インフルエンザ等対策行動計画

策定 平成21年(2009年)

改定 平成27年(2015年)11月

令和 8年(2026年)3月

## 目次

はじめに .....	1
第1章 総論 .....	3
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	3
(1) 対策の目的及び基本的な戦略 .....	3
(2) 対策の基本的な考え方 .....	3
(3) 時期区分及び有事のシナリオの想定 .....	3
(4) 対策実施上の留意事項 .....	4
2 対策の基本項目 .....	5
(1) 主な対策項目 .....	5
(2) 各対策項目の基本的な考え方 .....	5
(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点 .....	6
3 対策推進のための役割分担 .....	7
(1) 国、県及び本町の役割 .....	7
(2) 関係機関、事業者及び町民の役割 .....	7
第2章 各対策項目の取組み .....	8
1 実施体制 .....	8
(1) 準備期（平時） .....	8
(2) 初動期 .....	8
(3) 対応期 .....	9
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	9
(1) 準備期（平時） .....	9
(2) 初動期 .....	10
(3) 対応期 .....	10
3 まん延防止 .....	11
(1) 準備期（平時） .....	11
(2) 初動期 .....	11
(3) 対応期 .....	12
4 ワクチン .....	12
(1) 準備期（平時） .....	12
(2) 初動期 .....	14
(3) 対応期 .....	14
5 保健 .....	16
(1) 準備期（平時） .....	16
(2) 初動期 .....	16
(3) 対応期 .....	16

6	物資	16
(1)	準備期（平時）	16
(2)	初動期	17
(3)	対応期	17
7	町民の生活及び地域経済の安定の確保	17
(1)	準備期（平時）	17
(2)	初動期	19
(3)	対応期	19
	【参考資料】	22
1	益城町新型インフルエンザ等対策本部組織図	22
2	益城町新型インフルエンザ等対策所掌事務	23
3	益城町新型インフルエンザ等対策本部条例	25
4	益城町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要項	27
5	感染対策物資及びワクチン接種用資材の備蓄品目一覧	28
6	施設の使用制限等の要請・指示の対象となる施設	30
7	新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）	32
8	用語の解説	38

はじめに

「益城町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、本町の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として策定するものである。

本町における新型インフルエンザ対策に係る行動計画は、平成21年に「益城町新型インフルエンザ対策行動計画」として初めて策定した。その後、平成25年の特措法施行を受け、対象を新感染症にも拡大するため、平成27年に名称へ「等」を加え、本計画として改定した経緯がある。その後、令和2年（2020年）1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が確認されて以降、本町においても、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び地域経済活動は大きな影響を受けた。本町ではこの未曾有の感染症危機に対し、町民や事業者等への協力の働きかけ、医療機関と連携したワクチン接種体制の整備・実施など、様々な対応を行ってきた。この経験を通じて得られた教訓、そして、その後の特措法をはじめとする関係法令等の改正、国や県の行動計画の改定を踏まえ、ここに本計画を全面的に改定する。感染症危機は決して新型コロナウイルス感染症で終わったわけではなく、次なる危機は必ず到来するものである。このため、本計画に基づき平時からの備えを着実に進めることが極めて重要である。

本計画は、特定の感染症のみを想定するのではなく、今後発生し得る様々な新たな感染症危機に対し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

<図1> 国、県及び本町における新型インフルエンザ等対策の経緯

年	国	県	本町
平成17年 (2005年)	新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	熊本県新型インフルエンザ 対策行動計画 策定	
平成21年 (2009年)	改定	改定	益城町新型インフルエンザ対策行動 計画 策定
	<新型インフルエンザ (A/H1N1) が発生>		
平成23年 (2011年)	改定	改定	
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行		
平成25年 (2013年)	新型インフルエンザ等対 策政府行動計画 策定	熊本県新型インフルエンザ 等対策行動計画に名称変 更・改定	
平成27年 (2015年)			益城町新型インフルエンザ等対策行 動計画 策定
令和2年 (2020年)	<新型コロナが国内で初確認>		
令和6年 (2024年)	新型インフルエンザ等策 政府行動計画 全面改定		
令和7年 (2025年)		県行動計画 全面改定	益城町新型インフルエンザ等対策行 動計画 全面改定

なお、本計画は、国や県の行動計画との整合性を図りつつ、本町の地域防災計画をはじめとする他の計画との連携にも配慮する。本計画に掲げる取り組みについては定期的にフォローアップを行うとともに、関係法令やこれらの計画の見直し状況等も踏まえ、概ね6年ごとに本計画を改定する。ただし、新型インフルエンザ等が発生し、実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに見直すものとする。

## 第1章 総論

### 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### (1) 対策の目的及び基本的な戦略

本町の危機管理における重要な課題として、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

##### ア 町民の生命及び健康の保護

(ア) 平時から県等と連携して医療提供体制の確保に協力し、治療を要する町民に適切な医療が提供されるよう努め、重症者や死亡者を最小化する。

(イ) 感染拡大防止措置により、流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチン接種体制の整備等のための期間を確保し、医療提供体制への負荷を軽減させる。

##### イ 町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の最小化

(ア) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切り替えることにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させる。

(イ) 事業者等におけるBCP（業務継続計画）の策定・実行等を通じ、町民生活及び地域経済活動の安定確保に寄与する業務の維持に努める。

#### (2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、その対策の選択肢を示すものである。

国や県の方針及び科学的知見等を踏まえ、本町の実情を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた対応を目指す。

#### (3) 時期区分及び有事のシナリオの想定

##### ア 時期区分の想定

新型インフルエンザ等対策にあたっては、対策を切り替えるタイミングを明確化するため、次の3つの時期区分を想定する。

##### (ア) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間

##### (イ) 初動期

国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、県対策本部が設置されるなど、本格的な対応に移行するまでの期間。この期間は、主に次の出来事に対応開始の起点とする。

a 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表

b 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置

c 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行

(ウ) 対応期

県対策本部の設置後、国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間。なお、対応期は、ウイルスの特性や流行状況に応じ、さらに次の4つのフェーズに区分して対応することを想定する。

a 封じ込めを念頭に対応する時期

b 病原体の性状等に応じて対応する時期

c ワクチンや治療薬等による対応力が高まる時期

d 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

イ 有事のシナリオの考え方

感染症危機における有事のシナリオについては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とせず、次の考え方にに基づき、幅広く対応できるよう想定する。

(ア) 特定の感染症に限定せず、病原体の性状に応じた対策を講じる。

(イ) 発生初期には、限られた知見の中で感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目指す。

(ウ) 科学的知見の蓄積や地域経済活動状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

(エ) 病原体の変異による対策の長期化も想定する。

(4) 対策実施上の留意事項

対策の実施にあたっては、常に以下の事項に留意する。

ア 平時からの着実な備えと不断の改善

感染症危機は必ず起こり得るという認識を関係者で共有し、訓練等を通じて平時から備えを点検・改善し続ける。これが有事における迅速な対応の基礎となるため、不断の取り組みを行うことが重要である。

イ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策は町民生活や地域経済にも大きな影響を与えるため、科学的知見に基づき、常にその効果と影響を比較衡量し、状況に応じて柔軟に対策を切り替える必要がある。

ウ 基本的人権の尊重

特措法に基づく要請や指示は、町民の自由と権利を制約する可能性があることから、その制限は必要最小限のものでなければならない。また、感染者等に対する偏見・差別はあってはならない人権侵害であり、厳にこれを防止するものとする。

エ 危機管理としての特措法の性格の理解

特措法は緊急事態に備える危機管理の制度であり、感染症の病原性や対策の有効性によっては、必ずしもすべての措置を講じるものではないという性格を理解し、適切に運用する必要がある。

オ 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、本町、関係機関が緊密に連携し、一体となって対策を総合的に推進することが重要である。本町は、特に県や近隣市町村との円滑な連携に努めるものとする。

カ 社会福祉施設等における対応への配慮

高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等は、感染症に対し特に配慮が必要である。このため、平時からこれらの施設における医療提供体制等を県と連携して検討し、備えを進めるものとする。

キ 感染症危機下における災害への対応

感染症の流行下で地震等の自然災害が発生する事態を想定し、避難所における感染対策の強化など、防災計画との連携を平時から図っておく必要がある。

ク 対策の実施に関する記録の作成・保存・公表

実施した施策を記録・保存し、検証して次の危機に活かすことは、行政の重要な責務である。本町は、特措法に基づき、対策の記録を適切に作成・保存し、公表するものとする。

## 2 対策の基本項目

本町行動計画は、対策の主たる目的を実現するため、第2章において具体的な対策を定める。本稿では、第2章で詳述する各対策項目の全体像として、その一覧と、各項目が目指す基本的な考え方、そして複数の項目に共通する横断的な視点を示す。

### (1) 主な対策項目

本計画で重点的に取り組む対策項目は、以下の7項目とする。

ア 実施体制

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ウ まん延防止

エ ワクチン

オ 保健

カ 物資

キ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### (2) 各対策項目の基本的な考え方

本計画に掲げる各対策項目は、それぞれが相互に関連しており、一連の対策として実施する必要がある。このため、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要であり、各項目はそれぞれ次に掲げる理念・目標の達成を目指すものである。

ア 実施体制

感染症危機への迅速かつ的確な対応を可能とする、平時からの関係機関との連携体制の構築と、有事における的確な政策判断の実現

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

正確な情報の迅速な提供による、町民の適切な判断・行動の促進と、偏見・差別等の防止による社会的な混乱の最小化

ウ まん延防止

感染拡大の抑制と医療提供体制への負担軽減による、町民の生命の保護

エ ワクチン

平時からの接種体制の構築と有事における迅速な接種の実施による、個人の発症・重症化予防と社会全体への影響の最小化

オ 保健

本町の主体的な役割として、町民に最も身近な保健衛生活動を実施することによる、町民の健康と安心の確保

カ 物資

個人防護具等の計画的な備蓄による、有事における社会機能及び医療提供体制の維持

キ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

事業者及び町民への支援による、地域経済活動への影響の抑制と、安定した町民生活の維持

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

本計画の実効性を向上させるため、次に掲げる視点は、複数の対策項目に共通して取り組むべき横断的な視点として位置付ける。ただし、本町の規模や資源には限りがあることから、特に県や国との連携を密にし、その支援を最大限に活用しながらこれらの取り組みを推進するものとする。

ア 人材の育成

県や国が実施する研修等へ職員が積極的に参加するとともに、庁内での情報共有や実践的な訓練を通じて、感染症危機への対応能力の向上に努める。

イ 関係機関との連携

県や保健所等が主導して構築する連携体制やネットワークに積極的に参画するとともに、近隣市町村、医療機関、事業者等との情報共有や協力関係を平時から深め、有事において一体となった対策が実施できるよう備える。

ウ DXの推進

国や県が提供する情報共有システムを最大限に活用するとともに、庁内業務の効率化など、本町の実情に応じて可能な範囲でDXを推進し、有事における迅速な情報収集・伝達体制の構築に努める。

### 3 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策は、行政機関だけで完結するものではなく、医療機関、事業者、そして町民一人ひとりが、それぞれの役割と責任を担い、社会全体で立ち向かうことが重要である。このため、本項では、特措法等に定められた責務を踏まえ、各主体が平時から有事において果たすべき役割を明確にする。

#### (1) 国、県及び本町の役割

##### ア 国の役割

全体方針の決定、国際的な連携、研究開発の推進、財政支援 等

##### イ 県の役割

広域的な調整、医療提供体制の確保及びまん延防止の判断・対応、市町村支援 等

##### ウ 本町の役割

町民に最も身近な行政主体として、国の基本的対処方針に基づき、町民に対するワクチン接種の実施、生活支援、要配慮者支援、正確な情報の提供等の対策を、本町の実情に応じて迅速かつ的確に実施する。

#### (2) 関係機関、事業者及び町民の役割

##### ア 医療機関

患者の診療、ワクチン接種への協力、感染対策の実施 等

##### イ 指定地方公共機関

電気・ガス・輸送等のライフラインの維持 等

##### ウ 事業者

BCPの策定による事業継続、従業員の健康管理、感染拡大防止措置への協力 等

##### エ 町民

平時からの健康管理、基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）の実践、衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄、国・県・本町が発信する正確な情報に基づく感染拡大を抑えるための個人レベルの対策実施 等

## 第2章 各対策項目の取組み

### 1 実施体制

#### (1) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から対策の実施体制を整備する。

##### ア 行動計画等の作成・見直し

(ア) 特措法第8条に基づき本行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

(イ) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。

##### イ 推進体制の整備

(ア) 平時における新型インフルエンザ等対策を全庁的に推進するための体制として、「益城町新型インフルエンザ等対策推進会議」を位置付け、その運営を通じて必要な協議及び調整を行う。

(イ) 国、県、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携し、平時から情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。

(ウ) 新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(エ) 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の資質向上のため、国や県が実施する研修等へ職員が積極的に参加するとともに、庁内での情報共有や実践的な訓練を通じて、感染症危機への対応能力の向上に努める。

#### (2) 初動期

世界保健機関（WHO）が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、速やかに有事体制に移行するための準備を開始する。

##### ア 対策本部の設置準備

国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、本町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

##### イ 全庁的な対応の準備

準備期に策定した業務継続計画（BCP）等を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応の準備を進める。

##### ウ 財政措置の準備

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### (3) 対応期

国の基本的対処方針及び県の対処方針に基づき、対策本部を設置・運営し、実情に応じた対策を的確に実施する。

#### ア 対策本部の設置及び運営

(ア) 特措法第32条に基づく緊急事態宣言がなされた場合は、同法第34条に基づき、直ちに本町対策本部を設置する。

(イ) 本町対策本部の組織及び運営に関する必要な事項は、「益城町新型インフルエンザ等対策本部条例」の定めるところによる。

(ウ) 本町対策本部は、特措法第36条第1項に基づき、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### イ 職員の派遣・応援への対応

(ア) 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法第26条の2に基づき、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(イ) 町内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、特措法第26条の3に基づき、他の市町村及び県に対して応援を求める。

(ウ) 対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じる。

#### ウ 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がなされたときは、特措法第37条の規定により読み替えて準用される同法第25条に基づき、遅滞なく本町対策本部を廃止する。ただし、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討する。

#### エ 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行も検討しながら財源を確保した上で、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に係る対策を実施するよう努める。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期（平時）

平時から、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、有事における迅速な情報提供・共有のための体制を整備する。

#### ア 町民等への知識の普及啓発

- (ア) 平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット等）、感染症の発生状況、新型インフルエンザ等の発生時にとるべき行動等について、広報誌、ホームページ、防災行政無線など、多様な媒体を活用して、分かりやすい情報提供・共有に努める。
- (イ) 感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は決して許されない人権侵害であること、また、そうした行為が感染拡大の原因ともなり得ることについて、あらゆる機会を通じて啓発を行う。

#### イ 有事に向けた体制整備

- (ア) 有事において、町民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口（コールセンター）を速やかに設置できるよう、設置場所、運営方法、人員確保策等について、あらかじめ準備を進める。
- (イ) 県、近隣市町村、医療機関、指定地方公共機関等の関係機関との間で、有事における情報共有を円滑に行うための連絡体制（連絡先、担当者、情報伝達手段等）を平時から構築し、定期的に確認する。

### (2) 初動期

国内外での発生状況や感染症の特性、国や県が発信する情報等を、迅速かつ正確に町民等へ伝達し、冷静な対応を促す。

#### ア 町民等への迅速な情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特性（感染力、重篤度等）、国や県による対策の状況、そして町民一人ひとりが注意すべき事項について、ホームページや防災行政無線等を活用し、迅速かつ継続的に情報提供を行う。その際、高齢者、障がい者、外国人等、情報を得ることが困難な方々へも情報が行き届くよう、伝達手段や表現に配慮する。
- (イ) 科学的根拠が不確かな情報や、それに伴う偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られている科学的知見に基づき、速やかに正確な情報を提供し、町民が冷静な判断と行動をとれるよう努める。

#### イ 相談体制の開設

準備期に計画した相談窓口（コールセンター）を速やかに開設し、町民からの一般的な問い合わせに対応する。また、寄せられた相談内容を分析し、町民が抱える疑問や不安を把握することで、その後の情報発信の内容改善に活かす、双方向のコミュニケーションに努める。

### (3) 対応期

感染拡大の状況や対策の進捗に応じ、必要な情報を継続的に提供するとともに、相談体制を強化し、町民の不安解消に努める。

#### ア 情報提供・共有の継続と強化

町内の感染状況、医療提供体制の状況、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出された場合は、その内容、各種支援策など、町民の判断や行動に資する情報を、引き続き迅速かつ正確に提供する。

イ 相談体制の強化

感染の拡大に伴う相談件数の増加に対応するため、必要に応じて相談窓口（コールセンター）の人員増強や開設時間の延長など、相談体制の強化を図る。また、初動期に引き続き双方向のリスクコミュニケーションに努める。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施する。

3 まん延防止

(1) 準備期（平時）

平時から、新型インフルエンザ等の発生時における対策の強化を円滑に実施できるよう、町民及び事業者等への理解促進を図る。

ア 基本的な感染対策の普及啓発

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、その重要性を継続的に普及啓発する。

イ 有事の対応に関する周知

自らの感染が疑われる場合は、県が保健所に設置する相談センターにまず電話で相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを徹底すること等の有事における対応について、平時から理解促進を図る。

(2) 初動期

国内での感染拡大に備え、特措法に基づく要請や指示の可能性も視野に入れつつ、町民及び事業者等に対し、感染拡大防止への協力の呼びかけを強化する。

ア 町民への協力の呼びかけ

町民に対し、国内の発生状況に関する情報に注意を払うとともに、基本的な感染対策を再徹底するよう強く要請する。また、発熱等の症状がある場合には、不要不急の外出を控え、速やかに県が保健所に設置する相談センターに連絡・相談するよう周知を徹底する。

イ 事業者等への協力の呼びかけ

事業者等に対し、業務継続計画（BCP）に基づき、テレワークの活用、時差出勤の推進、従業員の健康管理の徹底など、感染拡大防止と事業継続の両立に向けた具体的な対応の準備を強く呼びかける。

ウ 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### (3) 対応期

感染症のまん延の状況及び国・県の方針に基づき、町民の生命及び健康を守るため、必要に応じ、地域経済活動への影響を勘案しつつ、まん延防止措置を講じる。

#### ア 町民への協力の呼びかけ

(ア) 県からの要請に基づき、又は本町の判断により、集団感染の発生リスクが高い場所への外出自粛や、県をまたぐ不要不急の移動の自粛など、町民に対し感染拡大防止への協力を呼びかける。

(イ) 基本的な感染対策（換気、咳エチケット、手洗い等）の徹底を、改めて強く呼びかける。

#### イ 事業者等への協力の呼びかけ

(ア) 事業者に対し、職場における感染対策（テレワーク・時差出勤の推進、換気の徹底、手指消毒設備の設置等）の徹底を呼びかける。

(イ) 社会福祉施設、学校、保育所等の管理者に対し、利用者及び職員の健康管理の徹底や、感染が疑われる場合の迅速な報告体制の確保など、感染対策の強化を呼びかける。

#### ウ 特措法に基づく措置への対応

国が特措法第32条に基づく緊急事態宣言を発出し、本町がその区域に含まれた場合、県からの要請に基づき、町民に対し、生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛や、施設管理者等に対し、施設の使用制限等について、その内容を速やかに周知し、協力を呼びかける。

## 4 ワクチン

### (1) 準備期（平時）

平時から、有事における円滑なワクチン接種の実施に備え、接種体制の構築及び具体的な実施手順の検討を進める。

#### ア ワクチンの供給体制の確認

実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要となる可能性や、医療機関単位での分配量を決定する必要性が生じる可能性がある。このため、有事における円滑な供給に備え、上益城郡医師会及び町内の医療機関等と緊密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況も想定した分配方法等をあらかじめ検討しておく。

#### イ 接種体制の構築

##### (ア) 医療従事者等の確保策の検討

上益城郡医師会及び町内医療機関等と連携し、接種に必要な医師、看護師等の医療従事者及び運営スタッフの確保の方法、役割分担等を検討し、協力体制の構築を図る。

##### (イ) 接種会場の確保と運営方法の検討

集団接種の主会場は本町保健福祉センターを基本としつつ、複合災害等に備える代替会場として学校等をリストアップし、それぞれの会場における具体的な運営方法や課題を検討する。その際、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となる可能性があるため、県（御船保健所）と手続き等について確認を行う。

#### (ウ) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員（本町職員）については、実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち町民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また、特措法第28条に規定される特定接種の対象となり得る職員（本町職員）の範囲について、あらかじめ把握・整理しておく。

#### (エ) 必要な資材の調達方法の確認と備蓄

ワクチン接種に必要な衛生材料（消毒綿、医療廃棄物容器等）や副反応に対応するための救急薬品等について、品目、規格、必要量等をあらかじめ整理したうえで、平時から上益城郡医師会や医療資材会社等と、計画的な備蓄や緊急時の調達方法等の協力体制について協議しておく。

#### (オ) 町外での接種への取組

円滑な接種実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する当町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

#### (カ) 接種シミュレーションの実施

接種対象者数の推計、必要な医療従事者数・期間の算定、接種会場のレイアウト検討、接種の流れの確認など、円滑な接種実施に向けた具体的なシミュレーションを、訓練等を通じて平時から行い、課題を洗い出しておく。

### ウ 接種に関する情報提供及び普及啓発

(ア) ワクチンの有効性や安全性、副反応のリスク、健康被害救済制度など、接種の判断に資する正確な情報等を、平時から町民に分かりやすく提供し、予防接種への理解促進を図る。

(イ) 有事における円滑な接種勧奨及び予約受付に備え、接種券の様式や発送方法、電話及びインターネットによる予約システムの導入・改修等、具体的な手法を平時から検討・準備しておく。

(ウ) 予防接種施策の推進にあたり、介護保険部局、障害保健福祉部局等と連携・協力をしながら実施していく。また、学校教育課と連携し、就学前健診の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を学校に依頼する。

## (2) 初動期

国内での発生を受け、国や県から示されるワクチン供給の見通しや接種順位等の情報に基づき、速やかな接種開始に向けた具体的な接種実施計画を策定する。

### ア 接種実施計画の策定

#### (ア) 接種対象範囲の整理

国が示す接種順位の考え方に基づき、本町における具体的な接種対象者の範囲や優先順位を整理し、おおよその対象者数を推計する。

#### (イ) 全庁的な接種実施計画の策定

関係各課が関与する全庁的な実施体制のもと、ワクチンの供給計画や上記(ア)で整理した接種対象者等を踏まえ、接種会場、必要な人員、資材調達、感染症廃棄物の保管等の具体的な内容を盛り込んだ接種実施計画を策定する。

### イ 実施体制の最終準備

#### (ア) 関係機関との最終調整

策定した接種実施計画に基づき、上益城郡医師会、関係医療機関等と、医療従事者の確保や具体的な役割分担、副反応発生時の救急対応医療機関への搬送体制等について最終調整を行う。

#### (イ) 接種困難者への対応準備

高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し接種体制を構築する。

#### (ウ) 接種券及び予約システムの準備

接種券の様式や発送手順を最終決定し、速やかに印刷・封入作業に着手できる体制を整える。また、電話及びインターネット等による予約システムを最終調整し、いつでも予約受付を開始できる状態にする。

## (3) 対応期

国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

### ア 特定接種の実施

国が特定接種を実施すると決定した場合においては、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員（本町職員）の接種希望者に特定接種を行う。

### イ 町民接種の実施

#### (ア) 接種勧奨及び予約受付の開始

策定した接種実施計画に基づき、対象者へ接種券の発送を開始し、接種勧奨を行うとともに、電話及びインターネット等による予約受付を開始する。

(イ) 接種の実施と体制の柔軟な見直し

接種の進捗状況、ワクチンの供給状況、町民の予約状況等を常に把握し、必要に応じて接種会場の追加開設や運営時間の延長、接種体制の縮小など、柔軟に実施体制を見直す。また、接種会場の感染対策に留意し接種を実施する。

(ウ) 接種困難者への対応

高齢者施設等の入所者や在宅療養者など、接種会場での接種が困難な方々に対して、準備期に検討した計画に基づき、施設内接種や訪問接種等を着実に実施する。

ウ 安全性の確保とリスク管理

(ア) 接種会場における安全管理の徹底

接種会場では、アナフィラキシー等の重篤な副反応の発生に備え、救急薬品や医療機器の準備、副反応発生時の搬送先となる救急対応医療機関との連携など、万全の救急対応体制を維持する。

(イ) 健康被害救済制度の適切な運用

予防接種法に基づき、予防接種による健康被害に関する町民からの相談に対応するとともに、救済給付の申請があった場合は、迅速かつ適切に事務手続きを行う。

エ 町民への正確な情報提供とコミュニケーション

(ア) 継続的な情報提供・共有

接種の進捗状況、ワクチンの有効性・安全性に関する最新の科学的知見、副反応が疑われる事例の発生状況、健康被害救済制度の申請方法、各種相談窓口など、町民が必要とする情報を、ホームページ等で継続的かつ迅速に、分かりやすく提供する。

また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(イ) 相談体制の維持・強化

接種に関する町民からの相談や問い合わせに継続して対応するため、相談窓口（コールセンター）の体制を維持する。必要に応じて、人員の増強や対応時間の延長等を行い、町民の不安解消に努める。

オ 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 5 保健

### (1) 準備期（平時）

平時から、有事における自宅・宿泊療養者等への適切な支援が可能となるよう、県や関係機関との連携体制及び町内の支援体制の構築を進める。

#### ア 県及び保健所との連携体制の構築

県が主体となって行う健康観察に対し、本町が円滑に協力できるよう、具体的な協力内容、情報共有の方法、連絡体制等について、平時から協議・確認を行う。

#### イ 町内の生活支援体制の検討

自宅・宿泊療養者等に対する生活支援（食事や食料品、生活必需品の提供等）を円滑に実施できるよう、提供体制や方法、対象者の把握、人員体制等について、具体的な手順を検討しておく。

### (2) 初動期

国内での発生を受け、県内での発生に備え、準備期に検討した支援体制を速やかに実行に移せるよう、最終準備を行う。

#### ア 連携体制の最終確認

県との間で、健康観察への協力体制や患者情報の共有手順等について、最終確認を行う。

#### イ 生活支援の実施準備

生活支援の実施に向け、具体的な人員の確保や備蓄品の在庫確認など、速やかに支援を開始できる最終準備を整える。

### (3) 対応期

県と緊密に連携し、自宅・宿泊療養者等に対する健康観察への協力及び生活支援を着実に実施する。

#### ア 健康観察への協力

県からの要請に基づき、自宅・宿泊療養者等に対する健康状態の確認（電話等によるフォローアップ）等の健康観察に協力する。

#### イ 生活支援の実施

県からの協力要請に基づき、必要な患者情報の提供を受け、自宅・宿泊療養中の町民で支援が必要な方に対し、食事や食料品、生活必需品の提供等の生活支援を迅速に実施する。その際、特に高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、きめ細やかな対応に努める。

## 6 物資

### (1) 準備期（平時）

平時から、有事における感染対策物資等の不足による社会機能の停滞を防ぐため、計画的な備蓄体制を構築する。

#### ア 備蓄体制の整備

(ア) 個人防護具等の備蓄

感染症対策に従事する職員の安全を確保するため、国が示す備蓄水準を参考に、マスク、手袋等の個人防護具及び消毒液等の感染症対策物資等について、必要な品目と量を定め、計画的に備蓄を進める。

(イ) 備蓄状況の管理

備蓄した物資について、品質や使用期限を管理するため、管理表等を作成し、計画的な更新を行う。また、備蓄場所についても、災害等の影響を受けにくい場所を選定するなど、適切な管理に努める。

イ 町内関係機関への備蓄の促進

町内の医療機関、社会福祉施設等の関係機関に対し、それぞれの施設で必要となる個人防護具等の備蓄を平時から進めるよう呼びかける。

また、消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

(2) 初動期

国内での発生を受け、感染対策物資等の需要の急増を想定し、備蓄状況を確認するとともに、不足時における対応の準備を行う。

ア 備蓄状況の確認

本町が備蓄している感染対策物資等の在庫状況を速やかに確認し、今後の需要の増加に備える。

(3) 対応期

感染状況に応じた物資の需要を的確に把握し、不足が生じないように、計画的な供給および管理を行う。

ア 物資の供給と管理

感染リスクの高い業務に従事する職員に対し、必要な個人防護具等を計画的に供給する。

7 町民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 準備期（平時）

新型インフルエンザ等の発生による社会機能の停滞や経済活動の混乱を最小限に抑え、町民生活の安定を図るため、平時から次の体制整備及び準備を行う。

ア 情報共有・支援体制の整備

有事において、町民及び事業者への影響を迅速に把握し、的確な支援策を講じるための体制を整備する。

(ア) 情報共有体制の整備

町民生活や地域経済への影響に関する情報を、県及び町内の関係機関等と連携し、迅速に情報を共有するための連絡体制を整備・確認する。

(イ) 支援実施に係る仕組みの整備

有事における町民や事業者への支援金等の給付を迅速かつ円滑に行うため、行政手続きにおけるデジタル技術の活用（DX）を推進し、申請から給付までの仕組みをあらかじめ検討・整備する。その際、デジタル機器の利用が困難な方を含め、誰もが情報や支援から取り残されることのないよう、多様な周知・申請方法を確保する。

#### イ 生活必需物資等の備蓄

感染拡大による物資の供給不足や物流の停滞に備え、行政、町民、事業者が一体となって計画的な備蓄を推進する。

##### （ア） 本町の備蓄

災害対策用の備蓄品との連携を図りつつ、第2章6物資における（1）準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

##### （イ） 町民及び事業者に対する備蓄の勧奨

町民及び事業者に対し、広報誌やホームページ、各種説明会等のあらゆる機会を活用し、感染症の流行に備えて、食料品、生活必需品及びマスク、消毒液等の衛生用品を、各家庭及び各事業所で計画的に備蓄するよう、平時から勧奨する。

#### ウ 要配慮者への支援体制の整備

有事において特に福祉的な支援を必要とする要配慮者が社会から孤立することのないよう、平時から支援体制の構築を行う。

##### （ア） 福祉的な支援を必要とする要配慮者の把握

福祉部門が所管する情報や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が把握する情報を基に、支援が必要となる高齢者、障がい者等の要配慮者の状況把握に努める。

##### （イ） 具体的な支援手順及び役割分担の策定

上記（ア）で把握した要配慮者に対し、有事において必要となる支援（見回り、介護、食事の提供等）の具体的な実施手順や、関係機関との役割分担をあらかじめ定めておく。

#### エ 火葬能力等の把握と関係機関との連携

県の方針に基づき、管轄内の火葬場の処理能力を把握するとともに、死亡者の急増により火葬が滞る事態を想定し、一時的に遺体を安置する施設の確保について、あらかじめ検討する。また、円滑な埋火葬許可事務が行えるよう、戸籍担当部署との連携体制を確認する。

## (2) 初動期

国内外での新型インフルエンザ等の発生を受け、町内での感染拡大やそれに伴う社会経済の混乱に備え、準備期に整備した体制に基づき、以下の対応準備を迅速に行う。

### ア 要配慮者支援体制の連携確認

県、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関との間で、有事の支援活動を円滑に開始できるよう、連絡体制や準備状況について改めて確認・連携を図る。

### イ 法令等の弾力的な運用に関する周知

国が国民生活及び地域経済活動の安定を確保するために実施する法令等の弾力的な運用について、情報収集に努め、町民及び事業者等に対し速やかに周知する。

### ウ 遺体安置施設の確保準備

死亡者の増加により火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保について、県の方針を踏まえつつ、具体的な準備を進める。

## (3) 対応期

感染のまん延により町民生活及び地域経済に重大な影響が生じる場合に、その影響を最小限に抑えるため、県及び関係機関と緊密に連携し、次の対策を的確に実施する。

### ア 町民生活の安定のための対応

#### (ア) 心身への影響に関する施策の実施

感染への不安、外出自粛等による町民の心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育等の相談窓口の周知徹底を図るとともに、必要に応じて相談体制を強化する。

#### (イ) 教育機会の継続に関する支援

特措法に基づく学校の臨時休業等が行われた場合は、児童生徒の学習機会の継続に必要な支援を行う。

#### (ウ) 要配慮者への生活支援の実施

準備期に定めた支援手順に基づき、関係機関と連携して、食事の提供や訪問等による安否確認など、在宅の要配慮者に対する具体的な生活支援を迅速に実施する。

### イ 事業者に対する支援の実施

国や県が実施する財政支援措置等について、迅速かつ正確な情報を町内事業者提供に提供する。また、商工会等の関係団体と連携して経営相談窓口を設置するとともに、必要に応じて町独自の支援策（地方税法に基づく徴収猶予等を含む）の実施を検討する。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 価格等の調査・監視と情報提供

県と連携し、町内の小売店舗等における生活関連物資等の需給動向及び価格を調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。町民に対しては、物資が不足するとの情報に惑わされず、冷静に行動するよう継続的に呼びかける。

(イ) 町民への正確な情報提供と相談体制の維持・強化

生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 行動計画に基づく措置

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(エ) 緊急事態下における法令の規定に基づく措置やその他適切な措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(オ) 特措法に基づく措置への協力

緊急事態宣言下において、県が特措法第 55 条第 1 項に基づき特定物資の売渡しを要請し、又は同条第 2 項に基づき収用を行う場合は、町として対象事業者との連絡調整等、必要な協力を行う。

エ 遺体の埋火葬

(ア) 火葬体制の強化と広域調整

火葬場の管理者に対し、可能な限りの火葬炉の稼働を要請する。町内の火葬能力を超えると判断される場合は、速やかに県に対して広域火葬の調整を要請する。

(イ) 遺体安置所の開設と運営

死亡者が急増し、火葬が滞る事態が発生した場合は、初動期に準備した施設を速やかに遺体安置所として開設し、適切な管理運営を行う。

オ 事業者に対する支援

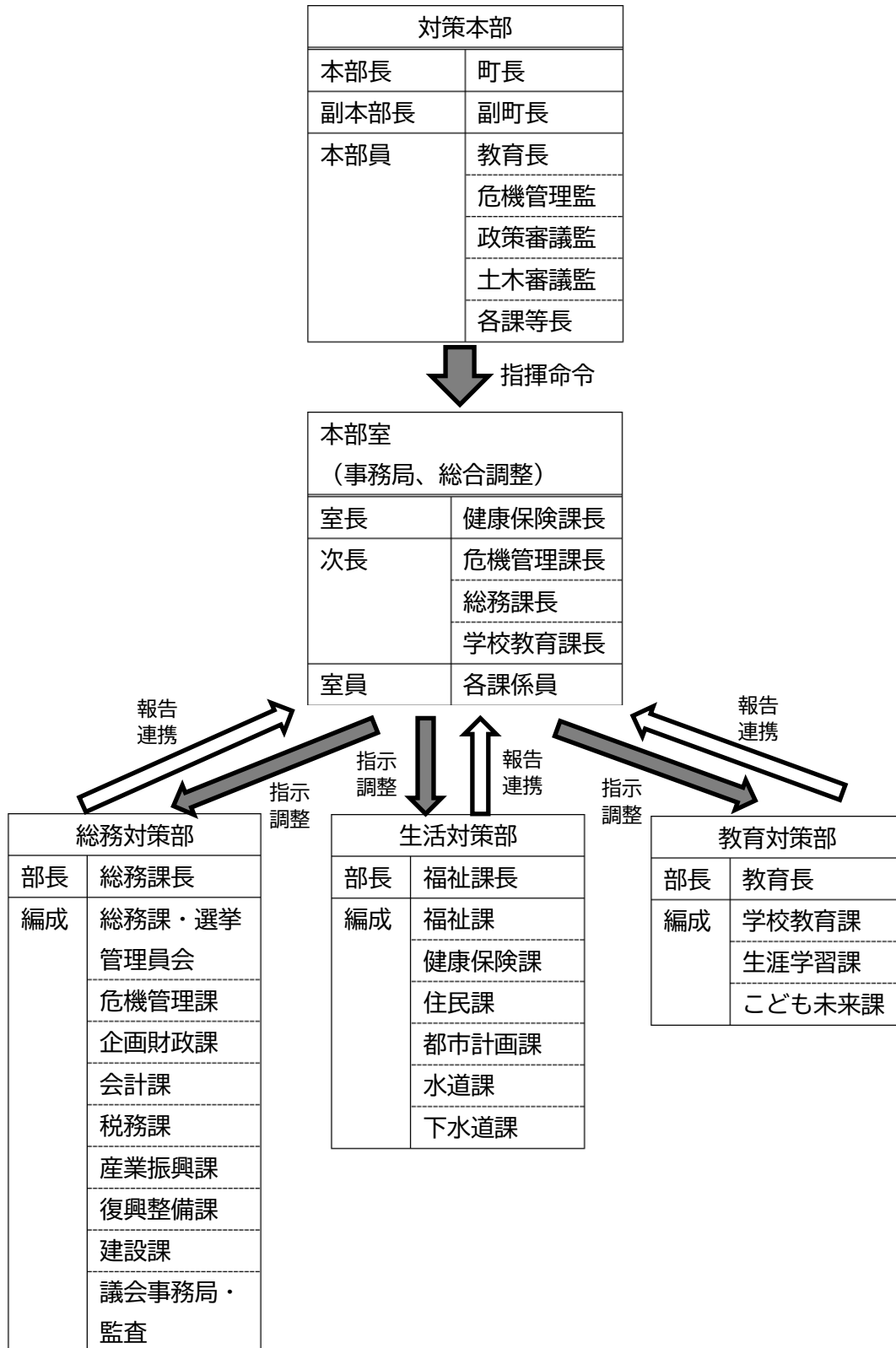
新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

カ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、町の行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため、水道事業者とともに必要な措置を講ずる。

【参考資料】

1 益城町新型インフルエンザ等対策本部組織図



## 2 益城町新型インフルエンザ等対策所掌事務

対策部名	担当課名	所掌事務
対策本部	本部室 (健康保険課) (危機管理課) (総務課) (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部の庶務及び会議に関する事項</li> <li>2. 対策全体の総合調整に関する事項</li> <li>3. 県や関係機関との連絡調整の統括に関する事項</li> <li>4. 新型インフルエンザ等に関する情報の集約、分析及び本部員への提供に関する事項</li> <li>5. 町民への広報戦略の策定及び実施に関する事項</li> <li>6. その他本部長の指示に関する事項</li> </ol>
総務対策部	総務課・選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の勤務体制、動員及び配備に関する事項</li> <li>2. 職員の公務災害に関する事項</li> <li>3. 行政区長への協力要請に関する事項</li> <li>4. 職員の健康支援に関する事項</li> <li>5. 対策の遂行に必要な公用車等の確保及び配車に関する事項</li> </ol>
	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団に関する事項</li> <li>2. 地域の防犯に関する事項</li> <li>3. 災害対策用の備蓄品との連携調整に関する事項</li> </ol>
	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染症対策に係る予算及び財政措置に関する事項</li> <li>2. 報道機関への対応及び広報活動に関する事項</li> <li>3. 対策の実施に係る記録の作成及び保存に関する事項</li> <li>4. 町内公共交通機関の対応状況の把握及び連携に関する事項</li> </ol>
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策に必要な物品の購入に係る契約及び出納に関する事項</li> </ol>
	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町税の徴収猶予等に関する事項</li> </ol>
	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者に対する国・県の経済支援策の周知に関する事項</li> <li>2. 商工会等の関係団体と連携した経営相談窓口の設置に関する事項</li> <li>3. 町独自の経済支援策の検討及び実施に関する事項</li> <li>4. 事業者に対する事業継続計画（BCP）策定の啓発に関する事項</li> </ol>
	復興整備課、建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺体安置所の設営協力に関する事項</li> </ol>
	議会事務局・監査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長の指示に関する事項</li> </ol>

生活対策部	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉的な支援を必要とする要配慮者（高齢者、障がい者等）の把握及び支援手順の策定に関する事項</li> <li>2. 要配慮者への生活支援（食事提供、安否確認等）の実施に関する事項</li> <li>3. 社会福祉施設等との連絡調整及び感染対策の協力要請に関する事項</li> <li>4. 避難所における感染症対策を考慮した施設管理及び運営に関する事項</li> </ol>
	健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワクチン接種体制の構築及び実施計画の策定・進行管理に関する事項</li> <li>2. 医療機関及び上益城郡医師会等との連絡調整に関する事項</li> <li>3. 相談窓口（コールセンター）の設置及び運営に関する事項</li> <li>4. 感染対策物資（個人防護具等）の調達要求、備蓄管理及び供給に関する事項</li> <li>5. 県（御船保健所）が実施する健康観察への協力に関する事項</li> <li>6. 自宅・宿泊療養者への生活支援（食料品配布等）の実施に関する事項</li> </ol>
	住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 埋火葬の許可事務の円滑な実施に関する事項</li> <li>2. 感染性廃棄物の適正な処理に関する町民への周知に関する事項</li> <li>3. 外国人町民への情報伝達支援に関する事項</li> </ol>
	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公営住宅における感染対策の協力要請に関する事項</li> </ol>
	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道の安定供給に関する事項</li> </ol>
	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道機能の維持に関する事項</li> </ol>
	教育対策部	学校教育課
生涯学習課		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公民館等の社会教育施設に置ける感染対策の実施に関する事項</li> </ol>
こども未来課		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼稚園、保育所、児童クラブ等における感染対策の実施に関する事項</li> <li>2. 子育て世帯への支援に関する事項</li> </ol>

### 3 益城町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年 3月13日条例第13号

改正 令和 3年 3月17日条例第 1号

#### (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、益城町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (庶務)

第5条 対策本部の庶務は、健康保険課において処理する。

#### (雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和3年3月17日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 4 益城町新型インフルエンザ等対策推進会議設置要項

平成26年7月24日告示第52号

改正 令和3年3月29日告示第46号

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等の未発生期において、全庁的な対策を推進するため、益城町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の共有
- (2) 新型インフルエンザ等の対策の検討及び推進
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は町長、副町長、教育長及び各課等の長をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、町長をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、健康保険課に置く。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第46号）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

## 5 感染対策物資及びワクチン接種用資材の備蓄品目一覧

### (1) 一般感染対策用（目的：職員自身の感染防止、庁舎内等の環境衛生維持）

大分類	品目名	主な用途・考慮事項	推奨備蓄レベル
個人防護具（PPE）	不織布マスク （サージカルマスク等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員自身の飛沫感染防止及び他者への感染拡大防止</li> <li>最も基本的な対策物資</li> </ul>	レベルA（個人で常時携帯） レベルB（各課で備蓄）
	使い捨て手袋 （ニトリル製等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染された可能性のある物品の取扱いや清掃、消毒作業時に使用</li> <li>破れにくいニトリル製を推奨</li> </ul>	レベルB（各課で備蓄）
	ゴーグル又はフェイスシールド	<ul style="list-style-type: none"> <li>咳き込む住民への対応など、目への飛沫曝露が想定される場合に使用</li> <li>窓口業務担当課や避難所担当課で特に重要</li> </ul>	レベルC（主管課で備蓄）
	使い捨てガウン又はエプロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘔吐物の処理など、衣服の汚染が想定される専門的な作業時に使用</li> <li>健康保険課や避難所担当課での備えを検討</li> </ul>	レベルC（主管課で備蓄）
衛生用品	速乾性アルコール 手指消毒液	<ul style="list-style-type: none"> <li>流水での手洗いができない場所での手指消毒</li> <li>執務室入口、窓口カウンター、会議室等への設置を推奨</li> <li>アルコール濃度70%以上を推奨</li> </ul>	レベルA（個人で携帯用） レベルB（各課で設置）
	石けん・ハンドソープ及びペーパータオル	<ul style="list-style-type: none"> <li>流水による手洗いの基本物資</li> <li>庁舎内全ての洗面所に常備。タオルの供用は避ける。</li> </ul>	レベルB（庁舎管理者）
	体温計（非接触型を推奨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の毎日の健康確認や、施設への来訪者の検温に使用</li> <li>他者と共有しないよう、非接触型が望ましい。</li> </ul>	レベルB（各課で備蓄）
	医療廃棄物用容器（バイオハザードマーク付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済みのマスクや手袋等の汚染された可能性のある廃棄物を安全に保管・廃棄するために使用</li> </ul>	レベルB（各課で備蓄）

施設・環境整備	環境消毒用薬剤 (次亜塩素酸ナトリウム、アルコール製剤等)	・手すり、ドアノブ、机、スイッチなど、不特定多数が触れる場所の定期的な消毒に使用 ・対象物の材質に応じた薬剤を選択	レベルB (庁舎管理者)
	清掃用具 (ペーパーウエス、使い捨てモップ等)	・消毒作業や汚物処理時に使用 ・交差汚染を防ぐため、使い捨て製品の活用を推奨	レベルB (庁舎管理者)

## (2) ワクチン接種業務用 (目的：集団接種会場の設営・運営)

大分類	品目名
接種実施エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン、注射器・注射針</li> <li>・消毒用アルコール綿、ばんそうこう、トレイ、手指消毒</li> <li>・医療廃棄物容器、針捨て容器</li> <li>・ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫、保冷バッグ・保冷剤、耐冷手袋</li> </ul>
医師・看護師等用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク、使い捨て手袋、使い捨て舌圧子、膿盆、聴診器、ペンライト</li> </ul>
救急対応エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急薬品類：アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド剤、生理食塩水 等</li> <li>・救急資材類：血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、酸素ボンベ 等</li> </ul>
会場設営・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付、案内用：机、椅子、ボールペン、日付印、スタンプ台、はさみ、体温計 等</li> <li>・レイアウト用：パーテーション、スクリーン、延長コード、案内表示 等</li> </ul>

### 【推奨備蓄レベルの定義】

- レベルA (個人・日常業務用)：全職員が日常的に使用・携帯することが推奨される物資
- レベルB (職場・部署単位)：各課・各施設で一定量を備蓄・管理すべき物資
- レベルC (対策本部・専門部署用)：より専門的な対応で必要となる物資。対策本部の主管課で一元的に備蓄・管理することが望ましい。

### 【備蓄・管理上の注意点】

- ローリングストックの推奨  
備蓄品は定期的に日常業務で使用し、使用した分を新たに補充する「ローリングストック法」を活用し、使用期限切れによる廃棄を防ぎ、常に新しいものを備蓄する。
- 使用期限の確認  
消毒液や医薬品など、使用期限が設定されている物資は、定期的に期限を確認し、計画的に更新する。

## 6 施設の使用制限等の要請・指示の対象となる施設

新型インフルエンザ等緊急事態において、都道府県知事がまん延を防止するために必要があると認めるときに、施設管理者等に対して使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止等を要請・指示できる施設は、次のとおりです。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項、同法施行令第11条）

### (1) 床面積にかかわらず対象となる施設

施設分類	具体的な施設の種類	備考・補足事項
教育施設	学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）	
福祉施設等	保育所、介護老人保健施設、その他これらに類する施設	通所または短期間の入所により利用される部分に限ります。

### (2) 原則として床面積の合計が1,000㎡超の場合に対象となる施設

施設分類	具体的な施設の種類	備考・補足事項
教育施設	大学、専修学校（高等課程を除く）、各種学校	
集客施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場	
商業施設	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	【対象外】 食品、医薬品、医療機器、個人防護具、衛生用品、再生医療等製品、燃料など生活必需物資の売場は除かれます。
宿泊施設	ホテル、旅館	集会の用に供する部分に限ります。
運動・遊戯施設	体育館、水泳場、ポーリング場、その他の運動施設又は遊技場	
文化施設	博物館、美術館、図書館	
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール棟	
サービス業	理髪店、質屋、貸衣装屋等	
学習支援施設	自動車教習所、学習塾等	

飲食店等	飲食店、喫茶店、その他客に飲食させる 営業が行われる施設	
------	---------------------------------	--

【補足】床面積 1,000 m<sup>2</sup>以下の施設の取扱い

上記（２）に掲げた施設のうち、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の施設であっても、感染症の発生状況等を踏まえ、まん延防止のために特に必要があると厚生労働大臣が定めて告示した場合には、要請・指示の対象となり得ます。

## 7 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（平成24年5月11日法律第31号）

（最終改正：令和7年6月4日法律第51号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第6条第2項第2号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 2の2 特定新型インフルエンザ等対策 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

#### （中略）

#### （国、地方公共団体等の責務）

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするた

め、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

(2項～6項 略)

(事業者及び国民の責務)

第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(中略)

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(3項～6項 略)

- 7 第7条第3項及び第8項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(中略)

### 第3章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(都道府県対策本部の廃止)

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(都道府県知事による市町村長の事務の代行)

第26条の2 市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

(2項～4項 略)

(他の地方公共団体の長に対する応援の要求)

第26条の3 (1項 略)

- 2 市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(3項・4項 略)

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第3項及び第4項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

(2項～7項 略)

(中略)

## 第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

### 第1節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
  - (2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域
  - (3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- (2項～6項 略)

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部長の権限)

第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

(2項～7項 略)

(準用)

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第32条第5項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第26条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

## 第2節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 (1項 略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第72条第2項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

(3項～5項 略)

(中略)

## 第4節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(3項・4項 略)

## 8 用語の解説

用語	解説
新型インフルエンザ等	この計画及び法律（特措法）が対象とする感染症の総称です（特措法第2条第1号）。具体的には、（1）国民の大部分が免疫を持っていないために世界的大流行（パンデミック）を起こすおそれのある「新型インフルエンザ」や「新型コロナウイルス感染症」、（2）過去に流行したが現在は流行しておらず、多くの人々が免疫を持たない「再興型インフルエンザ」、（3）その他、危険性が高く、全国的かつ急速なまん延のおそれがある「指定感染症」や「新感染症」が含まれます。
特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）の略称です。新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、市町村、事業者、国民それぞれの役割を定め、まん延を防止し、国民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を最小限にするための対策や手続きを定めた法律です。この行動計画も、この法律に基づいて策定されています。
緊急事態宣言	新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活や経済に極めて大きな影響を及ぼすおそれがある場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が期間や区域を定めて発出する宣言です（特措法第32条）。この宣言が出されると、都道府県知事は、町民への外出自粛の養成や、学校・商業施設等への使用制限の要請・指示といった、より強い措置（緊急事態措置）を講じることが可能になります。
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言に至る前の段階で、地域的な感染拡大を抑えるために集中的な対策を講じるための措置です（特措法第31条の6）。政府対策本部長が期間や区域を定めて公示し、都道府県知事は、飲食店への営業時間短縮の要請・命令などを行うことができます。
特定接種	新型インフルエンザ等のまん延時に、医療の提供や社会機能の維持に不可欠な業務を行う方々（医療従事者、介護従事者、行政職員、ライフライン事業者など）に対して、国や県・市町村が実施する臨時的予防接種のことです（特措法第28条）。社会全体の機能が停止することを防ぐ目的があります。
住民接種	「特定接種」の対象者以外に行われる、一般の住民を対象とした予防接種のことです。法律に基づき、市町村が主体となって実施します。
BCP（業務継続計画）	Business Continuity Planの略称。感染症のまん延や災害などの緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑えつつ、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順などをまとめた計画のこと。行政だけでなく、電気・ガス・輸送などのライフライン事業者や一般の事業者にも策定が求められます。

指定地方公共機関	電気、ガス、輸送、通信など、私たちの生活に不可欠な公共的サービスを提供する事業者で、特措法に基づき都道府県知事が指定する法人のことです（特措法第2条第8号）。感染症のまん延時においても、その業務を継続的に実施する重要な役割を担います。
要配慮者	感染症の流行時において、情報の入手、避難、療養生活などで特に配慮を必要とする方々のことです。本計画では、特に高齢者や障がい者等を指しており、在宅での生活支援やきめ細やかな情報提供など、重点的な支援の対象として位置付けています。
リスクコミュニケーション	感染症のような健康に関わるリスクについて、行政、専門家、事業者、住民などが、それぞれの立場から正確な情報を共有し、意見交換を行う双方向のコミュニケーション活動のことです。これにより、人々がリスクを正しく理解し、デマや偏見に惑わされずに適切な行動をとれるようにすることを目指します。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	Digital Transformation の略称。デジタル技術を活用して、業務の進め方や行政サービスをより良いものに変革していくこと。感染症対策においては、正確な情報を迅速に共有したり、給付金などの各種申請をオンライン化したりすることで、行政事務の効率化や住民サービスの向上を目指します。